

様式第1号

入札説明書等に関する質問書及び回答書（第2回）

令和5年7月27日

「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業」の入札説明書等に関する質問について、以下に回答します。

8 運営業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	第7条	2		運営保証対象額	契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、常に運営保証対象額以上としなければならない、との記載がございますが、本契約書第1条に基づき、基本契約書（案）の別紙1 定義集に記載の内容より、運営保証対象額は一事業年度における委託料総額の10分の1との理解で宜しいでしょうか。また保険を付保する場合には、毎年「運営保証対象額」の保険契約とし、都度保険付保が証明できる書類を提出するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 毎年度、保険付与が証明できる書類を提出してください。
2	2	第7条	4		運営保証対象額	条文中に「運営対象保証額」との記載がございますが、「運営保証対象額」と読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	25	別紙1	1	表1	運営変動費	運営変動費の例として消耗品費等がございますが、メンテナンスにおける消耗品部品の交換に伴う工事費も含めることは可能でしょうか。	不可とします。
4	36	別紙7	2	(1)	イ 削減額の算定方法	本施設についてはリサイクル施設で1系統しかなく、ヤードも3日程度の容量の施設のため、運転停止型の減額処置になりやすいリスクがございます。 本削減額の算定方法に際し、 ①処理物の日々の搬入量及び搬入物の性状は不確定のため、運転計画は常に変更になる可能性がございます。（例えば想定搬入量がなく運転停止になる場合など） また年間の処理量が2,296tであるため250日運転に対し定格処理(13t/日)をした場合には運転を実施しない日も存在する見込みです。 そのため、搬入可能な場合で一時的に施設の運転が停止している期間があっても運転停止型の減額措置には当たらないと考えて宜しいでしょうか。 ②20年の運営内にメンテナンスによる運転停止（例：1週間程度）が想定されます。その際は貯留量を超過する可能性があり、メンテナンス事由の受入不能については、運転運転停止型の減額処置について、適用可否をご協議頂けると考えて宜しいでしょうか。 ③処理対象物の受入停止時の場合の減算率については、契約締結前にご協議を頂けますでしょうか。	運転停止型減額措置は、事業者に帰責事由がある場合に適用するものであり、事業者に責がないと判断される場合には適用しません。それを念頭に、以下とします。 ①について、搬入量減等運転調整による運転停止日は、運転停止型減額措置の対象としません。 ②について、別紙7.2(1)アにあるとおり、計画外で発生する事象を対象としています。ご提示の事象が発生する場合は、事前協議により適用の是非を判断します。 ③について、原則別紙7.2(1)イ(ウ)のとおりとします。